

IR整備法関係手数料令等の改正について

カジノ関連機器等製造業等に係る変更承認申請等の手数料の額及び許可申請等の審査費用の概算額等の事務手続規定を整備。

1. IR整備法関係手数料令の改正

○ カジノ関連機器等製造業等の許可等後になされる各種変更承認等の申請の際に納付させる手数料の額を定める。

許可書又は認定書の再交付申請[法 § 149(§ 42③)、 § 150②]	令 § 1①一(9,700円)
従業者が従事する業務の種別の変更承認申請[法 § 158③(§ 118①)]	令 § 1①二イ(3,500円+5,700円 × 変更する従業者数)
取り扱おうとするカジノ関連機器等の種別の変更承認申請[法 § 147①、 § 150②]	令 § 1①二ロ(71,300円)
製造所の構造又は設備の変更承認申請[法 § 147①、 § 150②]	令 § 1①二ハ(88,700円+出張 旅費)
定款変更の認可申請[法 § 149(§ 52①)、 § 150②]	令 § 1①三イ(12,000円)
業務方法書の変更の認可申請[法 § 148②、 § 150②]	令 § 1①三口(19,200円)

※ 併せてIR整備法関係手数料規則についても改正。

2. IR整備法施行令の改正

○ カジノ事業の免許申請、カジノ関連機器等製造業等の許可申請等の審査費用について、概算額の算定及び通知手続、収受後の国庫(日銀)での保管、審査費用を超過した場合の返還手続等を定める。

※ 併せてカジノ管理委員会関係IR整備法施行規則についても改正。